9 産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設	置	者	名	株式会社群桐産業						
施	設	名	称	産業廃棄物焼却施設						
設	置	場	所	群馬県太田市藪塚町 3201 番 3、他						
問	合	せ	先	0277-78-2479 担当:猪狩 雅也						

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

(産業廃棄物処理施設の維持管理等)

法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に 記載すべき事項

2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

(公表すべき維持管理の状況に関する情報)

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第一号	焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設及び電 気炉等を用いた焼却施設を除く。)	以下のとおり

イ 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(状況:令和7年度分 公表の期限:翌月の末日)

産業廃棄物 の 種 類	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
廃油:m3	621	646	578	603								
汚泥:m3	34	59	27	14								
廃プラ:t	66	77	70	75								
揮発油:m3	43	41	35	34								
感染性:t	520	593	557	520								

ロ 測定に関する事項

(状況:令和7年度分 公表の期限:測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

	定を行った位置	測定の結果の得られた年月日	測定の結果
燃焼室中の燃焼ガスの温度	2次燃焼室	側走の結果の侍られた年月日 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月	測定の結果 834. 25℃ 834. 75℃ 834. 86℃ 834. 05℃ ℃ ℃ ℃ ℃ ℃ ℃ ℃

生じと思いばするとととなって、現底では、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに	生 毎 兜 1 ロ	6 月	177. 65℃
集じん器に流入する燃焼ガスの温度	集塵器入口	7 月	178. 41℃
		8月	178. 35℃
		9 月	177. 58℃
		10 月	${\mathcal C}$
		11 月	$^{\circ}\!\mathrm{C}$
		12 月	$^{\circ}\! \mathbb{C}$
		1月	$^{\circ}\! \mathbb{C}$
		2 月	$^{\circ}\!$
		3 月	$^{\circ}\! \mathbb{C}$
		4 月	${}^{\sim}$
		5月	$^{\circ}\! \mathbb{C}$
		6月	10.87ppm
煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度	煙突	7月	10.92ppm
		8月	10.94ppm
		9月	10.29ppm
		10 月	ppm
		11 月	ppm
		12 月	ppm
		1月	ppm
		2 月	ppm
		3 月	ppm
		4 月	ppm
		5月	ppm
ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度		_	_

ハ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

(状況:令和7年度分 公表の期限:除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

	(V(D2 1-10 1 200)
項目	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじん	令和7年7/12・8/9・9/13・10/18
排ガス処理設備にたい積したばいじん	稼働中連続排出

二 前条第五項の規定によりその例によることとされる第四条の五第一項第二号カの規定による測定(令第七条第十二号に掲げる施設 にあっては、前条第五項第二号ロ及びハの規定による測定を含む。)に関する次に掲げる事項

(状況:令和7年度分 公表の期限:測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

(代化・草柏・中皮力 名表の規略・規定、政験大は小負便重の相末の付けれた目の属する方の立方の不								
排ガスの測定に関する事項	測定に係る排ガス を採取した位置	測定に係る排ガス を採取した年月日	測定の結果の得られた年月日	測定の結果				
煙突から排出される排ガス中のダイオキシン 類の濃度	(年1回以上)	煙突	2025/5/16	2025/7/1	0.097ng-TEQ/m3N			
ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじ	(1回目)	煙突	2025/5/16	2025/5/29	ばいじん濃度 0.001 未満 g/m3 SOX濃度 0.13m3/h 未満 NOX濃度 56ppm HCL濃度 18mg/m3			
ん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限 る。)	(2回目)	煙突	//	//	ばいじん濃度 g/m3 未満 SOX濃度 m3/h NOX濃度 ppm HCL濃度 mg/m3			

廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設は、上記に加えて次の事項

(状況:令和 年度分 公表の期限:測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

排ガス及び排水の測定に関する事項		測定に係る試料を 採取した位置	測定に係る試料を採 取した年月日	測定の結果の得ら れた年月日	測定の結果
排気口又は排気筒から排出される排ガス中のポリ	(1回目)				
塩化ビフェニルの濃度	(2回目)				
処理に伴い生じた排水を放流する場合にあって	(1回目)				
は、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノル マルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度	(2回目)				